

《入院時食事療養・生活療養標準負担額》

70歳未満の患者		食費 (1食)	光熱水費 (65歳以上の方) (1日)
年収約1160万円以上(ア)	健保：標準負担額83万円以上 国保：年間所得901万円以上	460円	370円
年収約770万円～1160万(イ)	健保：同53万円～79万円 国保：同600万円～901万円	460円	370円
年収約370万円～約770万(ウ)	健保：同28万円～50万円 国保：同210万円～600万円	460円	370円
年収約370万円以下(エ)	健保：同26万円以下 国保：同210万円以下	460円	370円
住民税非課税(オ)	過去12ヶ月で90日迄の入院	210円	370円
	過去12ヶ月で90日を超える入院	160円	

療養病床に入院する70歳以上の患者			食費 (1食)	光熱水費 (1日)
① 一般の方	入院時生活療養費(Ⅰ)を算定する 保険医療機関に入院している方		460円	370円
	入院時生活療養費(Ⅱ)を算定する 保険医療機関に入院している方		420円	370円
②	指定難病者		260円	0円
③	低所得者Ⅱ	過去12ヶ月で90日迄の入院	210円	370円
		過去12ヶ月で90日を超える入院	160円	
④	低所得者Ⅰ		130円	370円
		老齢福祉年金受給者	100円	0円

- ・上記の③④に該当する方は、加入している医療保険の保険者の発行する 減額認定証 を被保険者証等に添えて医療機関の窓口に提出することにより、減額が受けられます。
- ・入院生活療養費制度は、療養病床に入院する65歳以上の者が対象となります。
- ・食費について、上記の標準負担額(1食当たりの食費×回数)が患者様の負担となります。
- ・光熱水費については、65歳以上の方のみ(該当金額×日数)のご請求になります。
- ・詳しくは、医事課までお問い合わせください。